

住宅取得等資金の贈与特例の期限

Q : 住宅型の相続時精算課税制度の適用を受けたいのですが、期限があるとのこと。どのようなになっているのですか？

A : 年末までに住宅取得資金の贈与を受け、翌年3月15日までに住宅を取得しなければなりません。

【解説】

住宅型の相続時精算課税制度とは、一定の要件を満たす親から子へ住宅取得資金又は増改築資金(住宅取得等資金)の贈与をし、子が、この資金でもって翌年3月15日までに住宅の取得又は増改築したときにその贈与を受けた金額から3,500万円の特別控除をすることができるという内容のものです。この特例は、現段階では、今年の年末までとなっていますので、この特例の適用を受けるには、今年中に住宅取得等資金の贈与を受け、来年の3月15日までに住宅の取得等をしなければならないこととなります。

住宅の取得日が3月15日に間に合わなければ、この規定の適用が受けられなくなりますので注意が必要なのですが、取得については、次のように取り扱われることとされていますので参考にしてください。

- ① 取得とは売買契約を結んだときではなく、建物が完成し、カギなどが渡され、現実に引渡しを受けた日とされる。
- ② ただし、請負契約による建築の場合は、建物が完成していなくても、その家の骨組み等が出来上がっている(いわゆる棟上)状態であればよい。

